令和８年度第１回北海道中山間地域等直接支払制度検討会　議事録

日　時　　令和８年(2026 年)７月３０日(木)　１０：００～１１：３０
場　所　　かでる２・７　７５０会議室
出席者　　別添出席者名簿のとおり
議　題　　１　令和７年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について
　　２　令和８年度中山間地域等直接支払交付金の実施予定について
　　３　令和８年度検討会開催計画について
　　４　中山間地域等直接支払の見直しについて
　　５　草地比率の高い草地について
議　事　（○：構成員、●：道）

１　議事

（１）令和７年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

ア　道から資料１に基づき説明

イ　質疑応答（有・無）

○　期が変わり、前の期と比べて、令和７年度に特徴的なことはありますでしょうか？前年度並みで推移と見てよいのでしょうか？

●　市町村数は減っていますが、多くの市町村で継続されております。交付額は、前年に比べて減ですが、これまでも期の初年度は、前の期より落ちたところから始まり、５年の間に増える傾向にあります。

○　ネットワーク化加算やスマート農業加算等、今までにない流れと思うのですが、その評価は次年度以降ということでよいでしょうか？

●　スマート農業加算などに興味を持っていても、７年度には構成員の合意に至っていない集落もあるかと思われるので、今後増えていく可能性があると思われます。

○　加算などの制度の変更点が農家にしっかり認識されているのかということの評価はどうでしょうか？期が変わり、内容が変更しているので、詳細を説明するのは大変とは思いますが、対策の流れの中で特徴的な部分は農家に伝えていかないと折角の方針がもったいないとも感じます。農家に伝達する方法に新たな試みの事例などあるのでしょうか？

●　毎年、市町村担当者会議を開催しているのですが、昨年は第６期の１年目で、加算措置の内容等大きく変わりましたので、２回開催し、市町村から集落の方に伝えていただいており、開始から一年半になりますが、浸透してきていると思っております。

○　共同取組活動について主には集落や個人の農家が取り組む課題として農地の管理や多面的機能増進活動が非常に大きい割合で交付金が使われていますが、こうしたことについて何か御質問等あれば。

○　個別農家が集まって協定を締結することで交付金が支払われ、個人に帰属する部分と共同活動に支払われる部分があります。交付単価は決まっていますが、全て個人に配分するのではなく、地域全体として話し合って、地域内に対象農地を持っている農家に対してどれだけ払うかは協定ごとに異なっていて、協定間でばらつきがあるということでよいでしょうか？

●　はい。それを表したのが「６　集落協定における交付金の配分割合」です。第４期までは、交付金の半分以上を共同取組活動に使うよう規定がありましたが、５期からは制限がなくなり、極論では個人配分のみでも可能なのですが、地域としては

共同取組活動の存続は必要であり、個人での営農ではなく、地域共同の草刈りや、道路を維持する方が、コミュニティの活性化にとっても安心感があり、できるだけ取り組もうとしているところです。ただ、近年、農業者が少なくなっていますし、農業者以外の方が草刈りなどへの参加は多くはなく、共同取組活動が少しずつ取組みにくくなっているという状況はあるようです。

○　共同取組と個人のせめぎ合いというところでは、北海道は比較的農地の所有面積が大きいので、機械化など作業の共同化など、大規模農業におけるやり方は、傾斜地においても同じだと思うのですが、北海道農業における、機械の果たす役割、機械化でどこまでいけそうなのか、共同で使う形なのか、個人で所有して機械を持った方がいいのか、そういった視点でいかがでしょうか？

○　機械自体は、今の流れとしては、無人の機械が増えてきています。あるいはリモートコントロールできる自走式の草刈り機などは､すごい勢いで技術的に進歩して、安く作れる国も出てきており、北海道はじめ日本各地に導入されています。基本的には、個人所有になると思いますが、どう使うかは別の話で、あたかも共同利用のように、オペレーターが１人で、他の方の土地の作業をする形が増えてきていますし、今後も増えて行くと思われます。そのようにいろいろな機械の利用の仕方、所有の仕方があり、海外の例などから学んで、北海道で展開している方も増えてきており、個人か共同かの分類は難しくなってきています。いずれにしろ、農家数が減っても、耕地面積は変わらないので、できるだけ故障が起きないで作業が続けられるようにして、土地を改良しながら維持し続けるための予算はずっと必要になってくると思います。

○　確かに機械と北海道農業は非常に密接に関係していて、北海道では本州よりも大規模な経営が行われていますし。

●　道では、「スマート農業推進方針」を策定しており、昨年、改訂しております。以前から、推進方針は、あくまでも大規模農業に必要なスマート農業というような内容でしたが、改訂によって、中山間地域のような小さな農地であっても、条件不利なところでも、どんどんスマート農業を使っていくというような内容に変更されております。

○　機械を使うということで、現場を歩いた時に伺ったのですが、機械を同時に使いたい人がいるのですが、ローテーションでは時間がかかるので、やはり個人所有、水田農業であれば田植えは同時進行するので、農家に各１機ずつとなるようです。それを共同取組としてどういう形で実現するかということで、作物栽培の視点からはどうでしょうか。

○　機械を個人で所有している人もいますが結構な金額になると思うのですが、いかがでしょうか？

○　北海道の農家では、差引収支で収益に当たる部分が結構大きいので、7 年償還位で見れば、高い機械とかを十分に買える、そういった状況です。

○　個人で配分を受けた中で機械を買ったとしても、その機械を皆で使っている事例があるということでしたが

○　農地は所有者が決まっていますが、使い方としては、面積割で特定の機械を皆で利用している事例があります。機械は誰かが所有していて、この作業は、この方の所有している機械で順番決めて進めますので、順番が気になる方は抜けてもらって構わない。それでいいっていう方は、機械の都合で順番に作業してもらって最後に面積割の収益分だけ配分してもらうっていうそういう事例が実際にあります。

○　大学で結構大きい機械を購入して、使う人は限られていても大学の備品です。共同取組割合が一定程度必要なのであれば、ある程度の金額を超えているものは、共

同取組で使っていれば、個人所有であっても共同取組とできないのでしょうか？
○　個人所有でも利用形態が共同なら、共同と認められれば本当はよいのですが。
●　作業機械では、使用時期が限られていて、特に北海道は、秋が短く、作業が集中すると、適期に刈れないという問題があって、個人で所有する方もおられたりします。
○　皆の意見を一つにするのは、ほぼ不可能です。
○　ある程度の期間内に収穫しないと、製品の品質が劣化するということがありますので、経済的にどこまで許せるかということを作物の収量との関係で評価するような考え方はありますか？
○　収益のプールの仕方によるのではないでしょうか。そこまで進められるか進まないか。機械は共同で収益を面積割とする場合、完全に品質間格差を無くしてプールするのかということになります。ただ、農業経営の面白みがどこにあるかとなりますと、例えば酪農家の場合、牧草の品質に相当こだわるような人もおりますので、そうなるとＴＭＲではなく、個人で粗飼料生産に取り組むことになります。
○　話は尽きませんが、次の議題に移ります。

（２）　令和８年度中山間地域等直接支払交付金の実施予定について

資料２　令和８年度中山間地域等直接支払交付金の実施予定

ア　道から資料２に基づき説明

イ　質疑応答（有・[無]）

（３）　令和８年度検討会開催計画について

資料３　令和８年度検討会開催計画

ア　道から資料１に基づき説明

イ　質疑応答（[有]・無）

○　検討会としては　こうした会議室での質疑応答の時間と実際に現地に行って確認をする機会があります。中山間直接支払の実施状況、現実を知らないで議論するのも難しいので、空論にならないよう年１回、今回は十勝方面になっております。調査内容等の提案があればお願いします。
○　現地に行くのは当然分かるのですが、具体的にどういうことをするのでしょうか？
●　現地で協定の中心を担うリーダーの方とお話することで地域の状況がより深く把握できると考えています。集落協定の方にも入っていただいて、どういう状況になっているのか、計画に書き切れない、課題や悩み等も含めて直にお聞きします。
○　農家の方と直接会って現場を知ることが大きな目的です。
●　テーマも設定していますが、現地へ行って話をすると色々な話題が出てくると思いますので、勉強にもなりますし、お互い高め合う機会になればと考えています。
○　開催内容に挙げられている「ネットワーク化等への課題」には興味があります。今回の事例を追求して、課題がクリアになればおもしろいと思います。

２　その他

（１）　中山間地域等直接支払の見直しについて

資料４　新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み

ア　道から資料１に基づき説明

イ　質疑応答（[有]・無）

○　10 ページの「プッシュ型取組強化から一体的実施の推進」が、具体的にどういったことを意味するのか、現地も含めて知りたいところですし、十勝に行ったときに、そういった２つの町でどういう取り組みが展開されるのか、興味あるところです。何か御質問等あれば。

○　交付対象を広めるため、傾斜の規定が緩和されるということでしょうか？

●　傾斜で対象農用地にしているところが殆どなのですが、それ以外に、例えば、今、農地の流動化が進んでいて、色々な場所に農地を所有していて、居住地から離れたところにも農地を持っている時に、通いに 30 分 40 分かかる場合、そこの農地は傾斜では要件に当てはまらないけれども、条件不利な営農にあたるとか、あるいは、沢地や山あいの三角形の農地で、基盤整備がなかなかできないとか、入口が狭くて機械が入りづらいなど、傾斜はないけれども、営農がしづらいという意味で、条件不利なところまで、国は、要件に加えようとしています。ただ、現時点で具体的な条件は示されていませんので、もしそうした農地が、地域にあるのであれば、そこも対象農用地に広げていきたいかどうかなどを地域に聞き取りをしています。

○　「プッシュ型による取組強化」の中段に「対象の選定を効率化するために、デジタル技術の活用促進」と書いてあり、地形測量を自動的にやるなり、簡便な方法でという意味かと思うのですが、地形はそう変わるものではないのですし、すでに把握されているものではないのでしょうか？

●　地形図で等高線を見れば、高低は分かるのですが、中山間に取り組んでいない地域と話し合うときには、傾斜がありそうな集落のどこのほ場を対象とするのか、GIS で傾斜を出して、俯瞰してこの辺りは傾斜があるから、ここのほ場を対象とできないかとか、具体的に提案できる、そのためにデジタル地図を活用していくことが示されています。現状では、交付を受ける農地を選定するときには、畑であれば８度以上あるかを測量しているのですが、国は、実際に測量しなくても、デジタル地図で、はっきりと傾斜度が分かるのであれば活用して構わないと言っています。ただ、現状では、そこまで使いこなしている市町村はなく、あるいは様々な GIS を使っているという状況なので、今、北海道土地改良事業団体連合会では、水土里情報という農地の情報がありますので、それをうまく使いながら、中山間に取り組める地域を見える化できないかということで打ち合わせを始めているところです。資料の 11 ページのイメージ図のような地図情報ができればと考えています。

○　やはり、現地と地図とは違います。中山間のような、非常に不定形な農地で、測量をするのは並大抵のことではないと思います。地形が複雑であるだけではなく、飛び地の農地もたくさんあると思われます。一般的に、ほ場整備が行き届いているのは、地形的に有利なところであって、中山間はそうした条件が不利なところですから、それを平坦なところと同等に整理するっていうことは並大抵のことではないと思われますので、新たな技術としてデジタル化を導入したり、或いは共同取り組みの形の中でも、複合的といいますか、そういうのがあれば非常に理にかなったことになると思われます。今年の中山間の調査では、そういった視点でも調査できればと思います。また、北海道の農業状況については、他県とは異なる、草地比率とかいう、北海道独自の、農業パターンがある、その辺についても調査、検討できれ

ばと思います。他に何か御質問などありますでしょうか？

○　「一体的実施の推進」に、「最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択」とあるのですが、「最適なバランス」と簡単に言っていますが、これは相当難しいことで、国はどう考えて最適なバランスと言っているのでしょうか、経済学的には非常に難しい概念です。国にも多分答えはなく、現場に委ねている。これは非常に学問的にも興味がある、重い課題だというのが感想です。それから、もう１点、これまでは所得制限の関係で個人払いができないということがあったと思いますが、北海道では、結構問題になるのではないでしょうか？

●　いくつかの市町村に行き、聞き取りを始めたところですが、その中で、個人払いの 500 万円の上限を超える農業者がどのくらいいるか聞いたところ、まだいないというところが多く、むしろ所得制限が問題のようです。直近の 3 年間の平均農業所得が、北海道の場合、札幌市のサラリーマンの 3 年間の平均所得を超えると、その方は交付対象にならない規定があり、米価が上がって、所得が上がり、所得制限を超える方も出てきています。ただ、現行制度には、中核的リーダーという仕組みがあり、２名以下又は構成員の 13%以内であれば、所得超過であっても集落としては交付を受け取ることができ、人数枠ぎりぎりで収まっているとの話を聞いています。今後、更に農地が集約され、やはり収入もそれなりに高くなっていきますし、個人払いについても、制度を超えるかもしれません。例えば構成員が 100 人の集落であれば 13 人までは所得超過者かつ中核的リーダーになれるのですが、所得超過者がそれ以上に増えてくる状況も今後ありえると、そういった両面で心配する声はかなりあります。

○　北海道農業は、専業農家が多いので、考えていかなくてはいけません。

●　地域で聞き取りしている中で、所得要件で外れてしまった事例もあり、そうなると、共同取組の活動も制限されるようになっています。国は制度見直しで取組の拡大を進めているのにもかかわらず、逆に足枷となることが心配されているところもあります。所得制限で交付対象から外れてしまった農業者は、共同作業に参加して、例えば草刈りに参加して日当の受取りもできるのですが、自分のために、この地域の交付金が減らされてしまったのに、自分がそこで日当いただくのには恐縮して、いただけない、というような農業者の心理的負担の話も伺っています。

○　ブレーキとアクセル一緒に踏んでるような政策なので、そこは改めてもらいたいと感じます。

（２）　草地比率の高い草地について

資料５　「草地比率の高い草地」の実施市町村における草地比率・積算気温について

ア　道から資料１に基づき説明

イ　質疑応答（[有]・無）

○　もともと市町村単位での判定という考え方自体がおかしい気がします。地形的に低い所、高い所あり、それぞれ適性が違うので、当然の考え方だと思います。ただ、現地の方が、分けられないと仰るのであれば、そうはならないのでしょうが、○○町や○○町の○○村では、復活させる余地はありそうなのでしょうか？

●　市町村を区切る場合、区切ったエリアの中で、改めて草地比率を算定する必要があり、その作業は市町村で行うのですが、そこは、役場の方が、地域のため作業していただけるものと思っております。昨年、まだ 2025 のセンサスが公表されていな

い段階で、2020 センサスで 70%を下回っている町村に状況を説明してきています。その中で、釧路、根室では、畑作物扱いとなるデントコーンの作付が増えて草地比率が下回っている方向にあるのですが、十勝の場合、すでに一般の畑作物を生産できるほど気温が上がってきている状況にあると役場の方からお聞きしていて、そういう現地の状況から中山間を続けるのは難しいかなという言い方をされていました。現地で頑張るかどうかはこれからです。

○　その現地が中山間続けたいと言うのであれば、なんとか工夫して、この場でも一緒に考えてあげればよいと思います。○○町が 36.8%から急に 2 倍になっているのはどうしてでしょうか？

●　36.8%については、どうして急に半分以下に下がるのか疑問視しておりまして、センサス調査は農業者からの聞き取りで行われる調査なので、調査のときにうまく聞き取れなかった可能性があったのではと思っていたのですが､今回 72.1%で 2015 年に近い数字なので、36.8%が異常値であったと想定できます。

○　○○町も急に暖かくなっています。

●　積算気温については、気象庁の公表値です。例外なく暖かくなってきていて、○○町では、2300℃を下まわっていたのが、超えるエリアが増えています。

○　周辺のまちはそうでもなく○○町で上がっている？

●　スポット的に真ん中の○○○周辺の積算気温が高くなっています。川の影響の可能性もあるかもしれません。

○　積算気温と草地比率について、ここに掲載されている以外に、新たに交付対象にすることを検討したい地域はあるのでしょうか？新たに農業をしたいとか、草地を開きたいとかそういうところはないのでしょうか？

●　道内で草地比率が 70%を超えている市町村は全てここに掲載されています。超えていない町で　市町村内を区切ってここだけで中山間をやりたいというような要望は今のところ聞いていません。

●　単価を見ていただくと、草地比率の高い草地は、同じ草地の緩傾斜の半分でしかありません。傾斜地はあるけれども、限定的で、その面積に単価をかけても、地域として交付金額が積み上がらない場合に、草地比率の高い草地を町全体で面積を広く取って、半分だけれども、交付金額を増やすなど、そこは町の戦略になると思われます。

以上、議事終了。